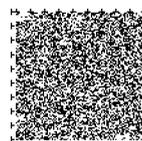


第5次日高市総合計画

# 基本構想



# 第1章 本市の将来都市像

## 1. 新しいまちづくりの基本理念

「総合計画策定に当たって」で取りまとめた「まちづくりの重点方向」や市民ニーズなどを総合的に勘案し、新しいまちづくりの基本理念を次のとおり定めます。

### ■基本理念 1

**緑いっぱい ここにしかない ふるさと自慢のまちづくり**

日和田山や巾着田、高麗川の清流に代表される豊かな自然を大切にし、全ての人が自然と共生するまちづくりを進めます。

また、高麗郡建郡1300年に当たり、日高の歴史や文化を生かしたまちづくりを進めます。

### ■基本理念 2

**笑顔いっぱい みんな生き生き 思いやりのまちづくり**

地域コミュニティを核としたふれあい、助け合いにより、全ての人が健やかに暮らせるまちづくりを進めます。

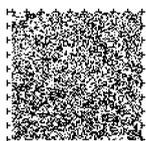
また、教育・医療機関などと連携し、心も身体も健康で生きがいの持てる生涯学習のまちづくりを進めます。

### ■基本理念 3

**元気いっぱい 人と企業の集う 活力のあるまちづくり**

全ての人が暮らしやすい安心・安全のまちづくりを進めます。

また、首都近郊にあり交通アクセスに恵まれた地域特性を生かし、観光に結びつく産業や農業、更には工業や物流の拠点として活力と賑わいのあるまちづくりを進めます。



## 2. 将来都市像

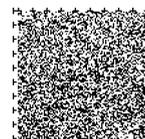
進み行く少子化とこれまでに経験したことのない高齢社会の到来、環境問題、食や災害などの生活における安心・安全など、多くの社会的課題が山積する中、あらゆる分野で市民の価値観が多様化し、まちづくりに対する市民のニーズもますます複雑化しています。

こうした大きな変化の中で、これまで取り組んできたまちづくりの成果を引き継ぎ、今後もさらにまちの歴史と自然、市民の活力を生かした“明るく元気な日高”づくりを実現するため、3つの基本理念に基づく本市の将来都市像を次のとおり定めます。

### <本市の将来都市像>

笑顔と元気を <sup>あした</sup>未来へつなぐ  
緑きらめくまち 日高

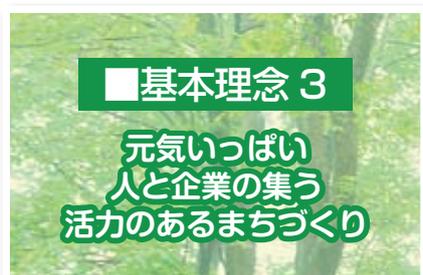
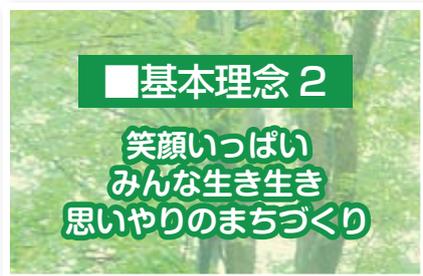
全ての人々が幸せであるために、  
自然豊かで人も緑もきらめく  
元気な日高づくりを進め、  
いつまでも笑顔あふれるまちをつくります。



### 3. まちづくりの基本目標

本市の将来都市像「笑顔と元気を 未来(あした)へつなぐ 緑きらめくまち 日高」を実現するため、「総合計画策定に当たって」において明示した「まちづくりの重点方向」を踏まえ、次の5つの基本目標を定めます。

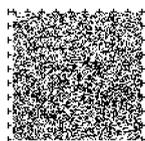
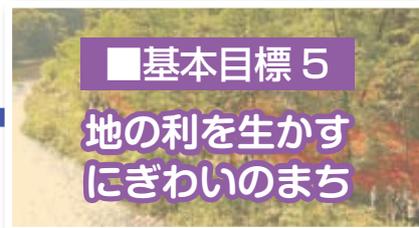
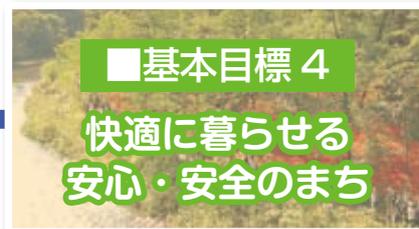
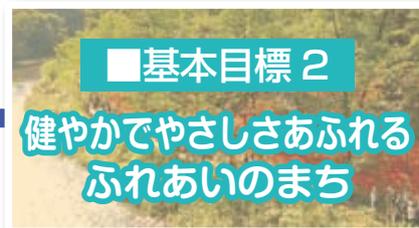
#### まちづくりの基本理念



#### 将来都市像



#### まちづくりの基本目標



# 第2章 施策の大綱

前章で定めた「まちづくりの基本目標」の達成を図るため、5つの基本目標ごとに、今後展開すべき施策の方向を次のとおり定めます。

## 1. 自然を守り歴史を伝える 憩いのまち

関東平野と秩父山地が始まるまち、関東を一望できるまちとして、豊かな自然を大切に守ります。そして、市内各地に存在する歴史的財産を後世に引き継ぎ、ここにしかないふるさとづくりに取り組みます。

- 市民に安らぎを与える生活空間として、また、本市を訪れる人々の癒やし、憩いの空間として、いつまでもかわせみが飛び交う水辺環境と山々の緑を大切にします。
- 先人から伝承されてきた日高特有の文化を守り、地域の力で後世に伝えます。

## 2. 健やかでやさしさあふれる ふれあいのまち

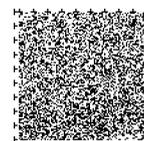
住み慣れた地域で安心して自立した生活を送るため、支え合い、助け合いの気持ちを育み、地域福祉活動に取り組みます。

- 医療機関などとの協力体制の充実を図り、健康づくりを推進します。
- 地域のふれあいの輪を広げるなど、子育て環境の一層の充実を図ります。
- 高齢者が生きがいを持った生活を送ることができ、障がい者が積極的に社会参加できるような環境を整えます。

## 3. 心豊かな人を育む 学びのまち

生涯にわたり様々な分野の学習ができるよう、家庭、学校、行政などが連携して地域に根ざした教育に取り組みます。

- 学力、体力を伸ばし、創造性や主体性豊かな「日高っ子」を育みます。
- 自らの生き方を主体的に選択し、生き生きと学習できる環境を整えます。
- 共に生きる社会の実現に向けて、人権を尊重する心豊かな人づくりに努めます。



## 4. 快適に暮らせる 安心・安全のまち

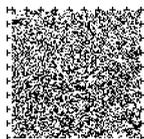
環境にやさしく生活に密着した都市基盤を整えるとともに、災害に強く、犯罪が起きにくい自主防災・防犯の地域づくりに取り組みます。

- 全ての人が安全で快適に暮らせる都市基盤を整えます。
- 地球にやさしい循環型社会の実現に向け、暮らしの見直しを進めます。
- 市民の防災・防犯意識を高め、地域や企業などと連携した体制を確立します。

## 5. 地の利を生かす にぎわいのまち

首都近郊に位置し、鉄道や国・県道が整備され、圏央道インターチェンジに近接するという恵まれた立地条件を生かした活力みなぎるまちづくりに取り組みます。

- 圏央道インターチェンジに近接する立地条件を生かして、基盤整備と企業誘致を推進し、地域の活性化を図ります。
- 都市と農業が共存し、ゆとりとうるおいに満ちたふるさとづくりを進めます。
- 地域産業を生かし発展させる観光事業に力を注ぎます。



# 第3章 新しいまちづくりの基本指標

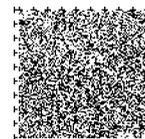
## 1. 人口と世帯

国勢調査によると、本市の人口は平成12年の53,758人から平成17年には53,078人へと680人の減少となっています。しかし、平成17年以降の人口の推移を住民基本台帳人口で見ると、平成17年の54,423人から平成22年には57,792人へと逆に3,369人の増加となっています。これは土地区画整理事業の成果と平成15年度から実施している都市計画法に基づく規制緩和措置が効果を上げている結果と考えます。この効果は平成25年まで継続すると見込まれることから、人口は平成25年まで増加を続け、それ以降ゆるやかに減少していくことが予測されます。

この推計結果をもとに、今後の政策努力も勘案し、計画目標年度の平成32年における本市の総人口を、

**58,000人**

と見込みます。



総人口を 58,000 人と見込む場合の平成 32 年における年齢別階層人口は、年少人口が 7,300 人 (12.6%)、生産年齢人口が 32,700 人 (56.4%)、老年人口が 18,000 人 (31.0%) になると見込みます。

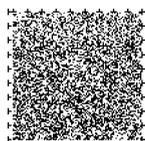
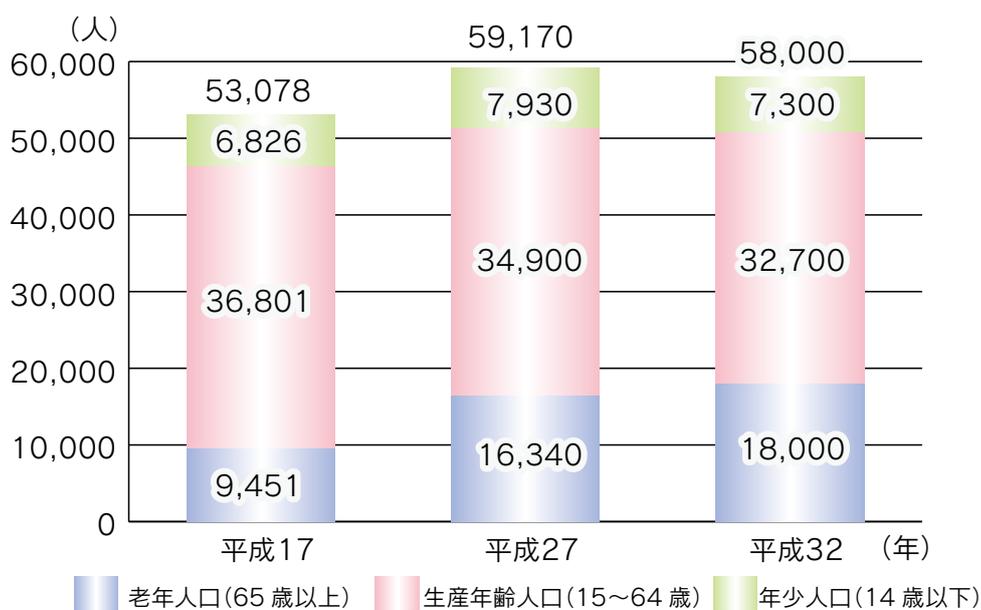
また、この時の世帯数は 24,800 世帯となり、一貫して増加傾向で推移すると見込まれますが、一世帯当たり人数は逆に減少を続け、平成 32 年には 2.34 人になると見込みます。

### <人口及び世帯数の推移と目標>

(単位：人、世帯、人／世帯、%)

項目	年	平成17年	平成27年	平成32年
総人口		53,078 (100.0)	59,170 (100.0)	58,000 (100.0)
	年少人口 (14歳以下)	6,826 (12.9)	7,930 (13.4)	7,300 (12.6)
	生産年齢人口 (15歳～64歳)	36,801 (69.3)	34,900 (59.0)	32,700 (56.4)
	老年人口 (65歳以上)	9,451 (17.8)	16,340 (27.6)	18,000 (31.0)
世帯数		18,484	23,590	24,800
一世帯当たり人数		2.87	2.51	2.34

注) 平成17年は実績値。目標値は、各種手法による予測をもとに設定したものであり、10人及び10世帯単位としている。



## 2. 就業構造

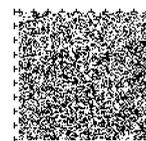
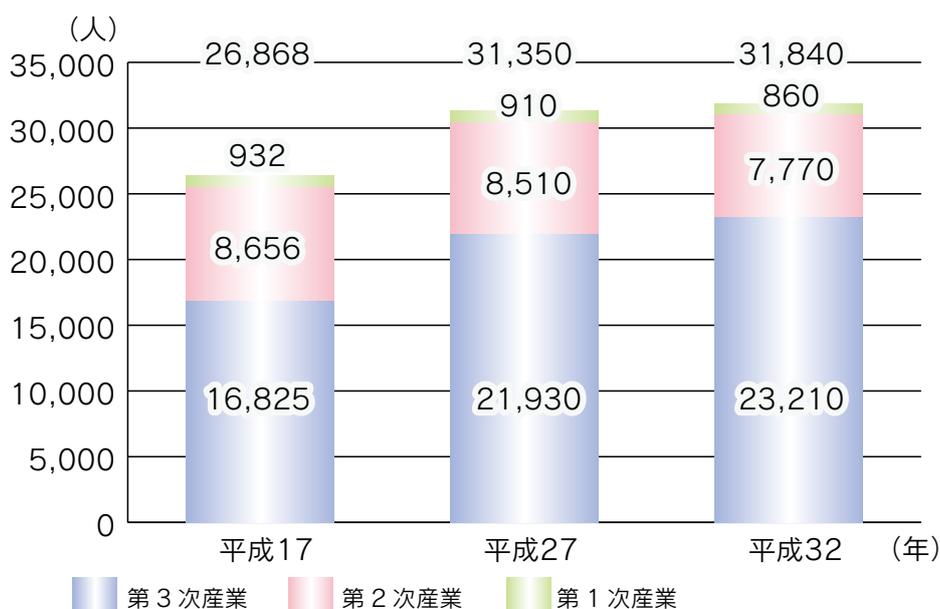
平成17年の国勢調査結果によると、日高市の就業構造は、第1次産業が932人（3.5%）、第2次産業が8,656人（32.2%）、第3次産業が16,825人（62.6%）となっています。

日高市における総人口の目標規模などを考慮すると、平成32年における就業構造は、第1次産業が860人（2.7%）、第2次産業が7,770人（24.4%）、第3次産業が23,210人（72.9%）程度になると見込みますが、今後の政策努力によって第1次産業就業者数については、900人を割り込まないように努めていくこととします。

### <就業構造の推移予測>

(単位：人、%)

項目 \ 年	平成17年	平成27年	平成32年
就業人口総数	26,868 (100.0)	31,350 (100.0)	31,840 (100.0)
第1次産業	932 (3.5)	910 (2.9)	860 (2.7)
第2次産業	8,656 (32.2)	8,510 (27.1)	7,770 (24.4)
第3次産業	16,825 (62.6)	21,930 (70.0)	23,210 (72.9)
総人口	53,078	59,170	58,000
就業率	50.6	53.0	54.9



# 第4章 土地利用の基本方向

## 1. 土地利用の基本方針

本市は、豊かな自然と先人たちによって育まれてきた歴史と文化が薫るまちとして発展してきました。そして、東西方向に並んだ市街地を中心に集落や産業拠点が点在していることが特徴です。

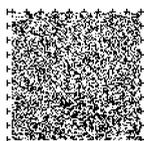
これからのまちづくりに当たっては、市街地や集落地におけるまちの機能の既存ストックを生かし、拠点集約型の都市構造を目指していく必要があります。こうした中で、本市の形成すべき望ましい地域構造は、「水と緑の豊かな自然に囲まれた中で、住民が生き生きと生活できる空間が形成され、全市が道路、交通、情報体系でネットワーク化された生活自立のまち」といえます。本市はこのような都市構造を形成すべき条件を満たしており、未来に向けて大きく飛躍することが期待できるまちといえます。

この基本的な考え方を踏まえ、土地利用の基本方針を

- ① 水と緑の豊かな自然環境の保全
- ② 貴重な歴史資源・景観の保全
- ③ うるおいのある住環境・生活空間の確保
- ④ にぎわいのある市街地の形成
- ⑤ 農業と商工業、観光の調和のとれた産業基盤の確立
- ⑥ 全市的にネットワーク化された道路・交通体系の確立
- ⑦ 地域相互の連携とバランスのとれた土地利用の推進

と定めます。

また、この土地利用の基本方針に基づき、都市計画や農業振興地域整備計画の適切な見直しを行い、「自然」と「生活」と「産業活動」が調和した良好な地域環境の形成を目指します。



## 2. 土地利用の方向と地域・ゾーン別整備の方向

基本方針に基づく土地利用を進めるため、市域を9つの地域・ゾーンに分類し、その基本的な土地利用の方向性を示すと以下のとおりになります。

### 土地利用の分類

- 住居系地域
- 商業系地域
- 工業系地域
- 産業系新市街地地域
- 農業系地域
- 森林保全地域
- 集落地域
- その他（ゴルフ場）
- ふれあいゾーン

### ■住居系地域

良好な生活環境を形成するため、各地区の特性に合わせた都市基盤整備を推進するとともに緑化などの住宅地のルールづくりにより住環境の保全を図ります。

#### 【将来の誘導】

既成の住居系市街地については、定住人口の拡大を目指し、都市基盤の整備とともに新たな緑地の積極的な確保や住宅の建て方などのルールにより、住環境の向上を図り魅力ある住宅地の形成を図ります。

市街地の見直しに伴う住居系市街地は、周辺の自然環境などに配慮した「環境との共生」を図りつつ計画的な基盤整備を誘導します。

また、山根周辺地区と女影周辺地区については、大学を核とした市民、大学、行政によるまちづくりを推進し活性化を図ります。

さらに、国道407号バイパス線沿線については、沿道利用にふさわしいサービス業などのにぎわいの機能を誘導します。

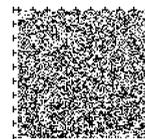
### ■商業系地域

ショッピングや業務の利便性の向上、経済的な活性化を図るため、既存の商業施設を生かしながら魅力ある商業業務機能を積極的に配置します。

#### 【将来の誘導】

高麗川駅周辺については、既存の商業施設とともに土地区画整理事業に連動したまちの中心市街地にふさわしい商業業務機能を配置し、商業集積地として誘導します。また、高麗川地区の県道川越日高線沿線については、沿道利用にふさわしい商業集積地として誘導します。

武蔵高萩駅周辺については、土地区画整理事業に連動し、近隣住民の日常購買を補う施設を配置するとともに、既存の商業施設を含めた新たな商業業務機能を誘導します。



## ■工業系地域

本市の基幹産業である工業を支える地区については、工場と住宅の用途混在の解消に向けた土地利用の誘導を進めるとともに、人や自然にやさしい「環境との共生」を目指した工業集積地をつくります。

### [将来の誘導]

既成の工業地については、工業集積を一層充実させるために工場立地を誘導します。

新しい工業地については、周辺環境に配慮したきめ細やかな工場立地を推進します。

また、その他の地区については、圏央道インターチェンジの開設に伴う交通利便性の向上や豊かな自然環境など、それぞれの特性を生かした産業の立地、誘導を図り、良好な周辺環境の維持に努めます。

その中で圏央道の狭山日高インターチェンジ周辺地区と国道407号沿線については、工場や流通業務施設の立地を誘導し、本市の産業振興を図る拠点の一つとして、周辺環境と調和のとれた整備を推進します。

## ■産業系新市街地地域

本市の将来の産業を支える地区として、先端技術産業を中心とした研究開発、工業、流通、商業、住居など複合的な土地利用を促進します。

### [将来の誘導]

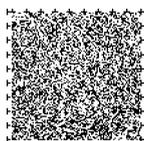
圏央道、圏央鶴ヶ島インターチェンジに近接するという立地の優位性と豊かな自然を生かし、地域の活性化と生活との調和のとれた魅力ある都市づくりを進めます。

## ■農業系地域

都市近郊型の農業地域として生産環境の保全を図るとともに人と自然が調和した地域としての整備を図ります。

### [将来の誘導]

高萩北部及び高萩南部を中心に都市近郊型農業地域としての生産拡大と農業経営基盤の充実に努めます。



## ■森林保全地域

林業の振興、水源涵養機能※1の確保、国土保全などのため森林の保全を図ります。また、当該地域は県立奥武蔵自然公園として指定されていることから、自然とのふれあいの場や観光資源としてもその機能の維持増進を図ります。

### 【将来の誘導】

本市の自然環境のシンボルである日和田山周辺の森林保全地域は、引き続き良好な森林として保全するとともに、市民の財産のみならず地球規模の環境資産として育成、保全します。

## ■集落地域

歴史、文化的遺産や高麗川流域の自然環境に配慮しつつ、市街地周辺などの既成集落における居住環境の向上や農業生産活動の一端を担う地域としての整備を図ります。

### 【将来の誘導】

高麗川流域及び高麗川駅と武蔵高萩駅周辺を結ぶ地域については、それぞれの地域特性を生かしながら良好な集落環境の維持、向上を図ります。

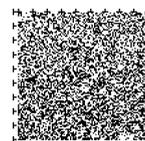
## ■その他（ゴルフ場）

市内のゴルフ場については、緑地の保全や周辺環境との調和を念頭においた維持管理を働きかけます。

## ■ふれあいゾーン

ふれあいゾーンは、自然環境の保全をはじめとした人と自然がやさしくふれあえる施策を推進し、歴史的・文化的遺産の維持保全と掘り起こしを図り、まちの観光の中心地としての機能の充実に努めます。また、市民に安らぎを与える生活空間として、さらには本市を訪れる人々に癒やしを与える憩いの空間としての利用を促進します。

※1 雨水などが河川に流出するまでの過程において、流域の土壌の浸透性、保水性を高めることなどにより、表面流出を緩和し、水源としての機能の維持、保全を図ること。





# 第5章 基本構想推進のために

## 1. 計画的、効率的な行政運営

将来にわたって持続可能な行財政構造をつくるため、組織の見直しや民間委託をはじめとする行政サービスの多元化により、少数精鋭主義を基本とした簡素で効率的な組織づくりを推進してきました。

今後も、地方分権の推進などを背景とする行政需要の多様化、専門化、また、様々な行政課題に的確に対応していくため、職員一人一人の資質の向上と専門的実務能力の開発に努めるとともに、新たな視点から適宜、組織・機構の見直しや人事管理の適正化に努め、組織運営の効率化を図ります。

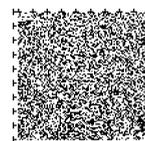
更に、基本計画に位置付けられる施策や事務事業に成果指標を設定し、その達成度を定時的・定量的に点検・評価するとともに、行政評価制度を活用して事務事業の再編・整理を進め、評価結果を市民に公表します。

また、市民や企業の活動範囲の広がりや地方分権の進展などにより増加する行政課題は、引き続き広域的な連携による行政サービスで対応します。

## 2. 持続可能な財政運営

市税をはじめとする財源の大幅な増収が見込めない中で、社会保障費をはじめとする経常的経費が年々増加しています。さらに、土地区画整理事業や高麗川駅周辺の整備、また、これらに関連する事業の推進などの財政需要に応えるためにも財政基盤の確立が必須となっています。

そのため、真に必要な施策、事業の選択と集中を徹底するとともに自主財源の確保、市税などの徴収体制の充実など、財政基盤を強化する必要があります。さらに、企業会計手法を活用した財務書類の体系的な整備を図り、持続可能な財政運営に努めます。



### 3. 協働のまちづくりの推進

市民ニーズや地域の課題が多様化する中、魅力あるまちづくりを進めていくためには、市民と行政がともに知恵と力を合わせる事が重要です。さらに、活力ある地域社会や生きがいのある暮らしづくりには、市民一人一人が市政への関心を高め、主役となってまちづくりに参加することが重要です。

そのような中、平成21年には市民参加の基本的な取り決めとして「日高市市民参加条例」が施行されました。市民の皆さんに意見を求め、意向を反映させるルールとして、さらに制度を活用したまちづくりを進めていかななくてはなりません。

また、平成22年には「日高市まちづくり寄附金条例」が制定され、本市のまちづくり事業に共感していただける方々から寄附を募り、これを財源とした事業を実施し、個性豊かなまちづくりを進めることとしました。

今後、市民が誇りと愛着を持てる住み良いまちをつくるため、行政情報を積極的に発信し、本市の課題や目標を共有すること、そして自治会や社会貢献活動を行う市民団体、ボランティア、NPOなどとの連携を図るとともに学習機会の拡充を行い、協働によるまちづくりを進めます。

#### 日高市まちづくり寄附金条例

本市を応援しようとする方々（個人、法人その他団体）から広く寄附金を募り、当該寄附金を財源として各種事業を実施し、“笑顔と元気があふれる個性豊かなまちづくり”を行うことを目的としています。

##### 【事業メニュー】

- ふるさと自慢のまちづくり
- 思いやりのまちづくり
- 活力あるまちづくり

